

Ⅱ 基本的な対応 (いじめに気付く)

1 家庭で・・・

最近様子がおかしいが・・・



- 子供が打ち明けやすい雰囲気をつくる。
- 「私たちはあなたの味方。全力で守るから何があったか話してごらん」というメッセージを送る。

話をしてくれる。

- 子供のつらい気持ちを受け止め、話を聴く。
- 学校に連絡してもよいか子供に確認する。

- 学校と連絡を取る。

- 子供の意思を尊重しながら、解消に向けて必要なことを話し合う (本人、保護者、学校の連携)。

話をしてくれない。
「何でもない」
「うるさい」

- 静かに見守りながら子供が話しやすい雰囲気をつくる。

- 子供の異変について学校に伝える。
- 今後の対応について学校と話し合う。



- 学習意欲をなくし、集中力がない。
- いつもおどおどしている。
- 用事がないのに、指導者の控え室に来たりする。
など

- 「いじめがあるのではないか」と疑う。

- 声をかける。

- 担当者全員で対応する（情報共有）。
「いじめがあるのではないか」
「活動中の周囲の様子はどうか」
「他の子供の様子に変わりはないか」に注意して見守る。

- 保護者へ連絡する。

10ページ「学校の対応」を参照

- 必要に応じて学校と連携をとる。

3 スポーツ少年団・スポーツクラブ等で・・・

最近様子がおかしいが・・・

- 練習の相手がいない。
- いつも同じ子供が片付けなどをしている。
- 名前が面白半分に出される。



- 「いじめがあるのではないかと疑う。

- 声をかける。

- 心配な子供について指導者等の大人で対応する。
「いじめがあるのではないかと疑う」
「全ての子供が同じ動きをしているかどうか」
「本人につまらなそうな様子はないか」
注意して見守る。

- 保護者へ連絡する。

10ページ「学校の対応」を参照

- 必要に応じて学校と連携をとる。

<メモ>

気になることを記録しておきましょう。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

記録は
大切ですよ。



4 学校の対応

いじめを見つけたら・・・

ステップ 1 事実関係の確認



子供への対応、事実確認

- いじめられた子供の話をよく聞き、つらい気持ちを受け止めます。
- いじめの内容、きっかけ、日時（いつ頃から始まったのか）、場所、人数等を確認します。

気を付けること

- 必ず保護者に連絡します。
- 複数で対応します。
- いじめから必ず守ることを伝えます。
- 事実を確認しながら聞き取ります。
- 個人情報の保護に気を付けます。
- 暴行、恐喝等を伴う場合は警察との連携も考えます。
- 子供の人権に関わるなど、法的支援が必要な場合、スクールロイヤーの活用も考えます。

ステップ 2 対応方針の決定

組織内での明確な役割分担

- 誰が、誰に、いつ、どのように。

子供に関わる

- いじめられた子供、いじめた子供。
- 周囲にいる子供、グループや集団全体。

気を付けること

- 関わる子供や集団によって対応の仕方が異なります。
- 専門家と連携したケース会議等を実施します。
- 役割を決めて、継続的に取り組みます。



ステップ3 対応をはじめめる



子供たちを指導・支援する

【被害者】

- いじめから絶対に守ります。
- 苦しみやつらさを受け止めながら、心のケアをします。
- 解決方法を一緒に考えます。

【加害者と周辺の子供】

- 加害者から、いじめるきっかけとなった言い分を聞きます。
- 被害者のつらい気持ちを理解させます。
- いじめは、絶対に許されないことを理解させます。

気を付けること

- 必ず保護者と連携・協力しながら取り組みます。
- 被害者の心の動きに目を向けながら、焦らずに解決策を考えます。被害者にも責任があるという考え方はあってはなりません。
- 加害者には、単に事実を責めるのではなく、自分の行為の何が問題なのかに気付かせ理解させます。

ステップ4 対応の継続、見直し

子供たちの変化を継続して見守る

- 子供たちのその後を見守り、行動がどのように変わったかを考えます。
いじめが解消に向かわない場合は、再度支援方針を検討します。
- いじめが再発していることが分かったら、保護者に連絡します。



気を付けること

- 相談機関との連携も考えます。
→ 相談専門機関一覧は、54ページへ

5 子供たちや保護者への指導・支援のポイント

いじめられている子供へ

- 以前に聴いた訴えであっても、初めて聴くときのように耳を傾けます。
- うなずきながら、じっくりと話を聴きます。
- いじめ体験を思い出して苦しんでいる子供には無理に話をさせず、落ち着かせたり、安心させたりします。
- 自尊心を高めるように留意します。
- いじめが解消するまで、また、解消してからも徹底して守り通すという強い気持ちを伝えます。
- 「秘密にするから」などのできない約束はせず、「あなたを守ってくれる大人に伝えることは大切なことである」ことを理解させます。
- どうしてほしいのか、意思の確認をしながら、今後の対応を一緒に考えます。



組織(複数)で対応する大切さ

熱心であればあるほど、「自分が解決しなければ」という強い思いをもつことがあります。

解決を焦り、本人や保護者が望んでいない対応や安易な激励、いじめの事実を公にするなど人権意識を欠いた対応等「落とし穴」にはまってしまいます。

こうした抱え込みを防ぐためにも組織(複数)での対応が必要となります。

いじめている子供へ

- 保護者の理解や納得を得た上で指導します。
- 加害者の言い分をしっかりと聞くとともに、被害者のつらい気持ちといじめは絶対に許されない行為であることを理解させます。
- いじめた子供が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、本人の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- 本人の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応します。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、場合によっては出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。



形よりも心が大切

いじめられた子供への謝罪をあわててはいけません。形だけの安易な仲直りは、いじめられた子供の心をさらに傷つけることや謝罪をもっていじめが解消したと捉えられる危険性があります。いじめられた子供や保護者の気持ち、いじめている子供の気付きや内省の程度、段階を見極め、十分配慮した対応が必要です。

いじめの周囲にいる子供へ

- 「ふざけ」「ひやかし」「からかい」「無視や仲間外れ」「陰口」「暴力」など様々な心理的・身体的態様があることを示し、相手が苦痛だと感じたら全て「いじめ」になることを指導します。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを示し、絶対に許されないという意識を徹底させる指導をします。
- いじめられている子供の気持ちを考えさせ、自らの態度を振り返らせる指導をします。その際、自分たちも、いじめを受けている子供にとっては心理的な加害者であることを指導します。
- いじめと感じたら、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝えます。また、いじめを知らせにきた子供に対しても徹底して守り通すことを伝えます。



保護者に対して（いじめられた側・いじめた側）

【いじめられた側・いじめた側双方に対して】

- 双方の保護者には誠意ある態度で事実関係を正確に伝えます。
- 「いじめられた子供・いじめた子供の未来のために」という目標を共有しながら連携して解決を図ります。

【いじめられた側に対して】

- 徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除きます。
- いじめられた子供が安心して活動できるように、状況や必要に応じて、心理や福祉等の専門家などの外部専門家の協力を得ることができると伝えます。

【いじめた側に対して】

- 迅速に事実関係に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。